

2018 12/19

海外移住時 富裕層に課税

税逃れ防止、来年7月にも

政府・与党は19日、富裕層の海外移住による税逃れの防止策を来年7月に導入する方針を固めた。1億円を超える金融資産を持つ富裕層の株式の含み益に所得税を課税する仕組みを導入する。日本では年間100人程度が対象になる見通しだ。30日にまとめる2015年度税制改正大綱に盛り込む方針。

譲渡益への課税は国内に住む人の株式売却益に所得税と住民税が合計20%かかる。現行制度では含み益のある株を保有したまま移住すると、日本政府からは課税されず、移住先の国が売却時に課税することになる。

金融資産の売却益に課税しないシンガポールやスイスに移住すれば税金はかからない。節税策としては、移住先の国の税務当局を通じて日本政府が税を徴収する方針。

一方、国境を越えるインターネット取引への課税は来年10月に導入することも正式に固まった。米アマゾン・ドット・コムの海外サーバーなどから配信される電子書籍や音楽などに消費税を課す。17年4月の消費増税前に、国内外の企業の税負担を公平にする。